令和元年台風第 15 号又は第 19 号により被災した 東京土建国保被保険者のみなさまへ

~医療機関等窓口での申立てにより一部負担金が免除されます~

<対象者>

下記(1)(2)の両方に該当する者

- (1)令和元年台風 15 号又は 19 号に係る災害救助法の適用市区町村の住民で、東京土建国保の被保険者。
- (2)令和元年台風 15 号又は 19 号により、医療機関等窓口で、次のいずれかの申立てをした者。
- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

<免除期間等>

2020年3月31日までの診療、調剤及び訪問看護

- ※入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額は免除の対象になりません。
- ※開始日は、台風 15 号が 2019 年 9 月 9 日、台風 19 号は 2019 年 10 月 12 日です。

< 医療機関等窓口負担免除についてのお問い合わせ先> ご所属の支部 または 東京土建国保組合給付課(03-5348-2985)